琉球大学研究基盤センターにおける学外者の共用機器等利用に関する細則

（平成２８年１１月１６日
制　　定）

（趣旨）

第１条　この細則は，琉球大学研究基盤センター利用規程第３条第２項に基づき，琉球大学研究基盤センター（以下「センター」という。）における琉球大学の教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）の共用機器等の利用に関し，必要な事項を定める。

（共用機器等の範囲及び学外者の受入れ）

第２条　学外者が利用できる共用機器等は，研究基盤センター長（以下「センター長」という。）が指定したものとする。

２　学外者の利用は，琉球大学（以下「本学」という。）の教育・研究に支障がない場合に限り受け入れるものとする。

（共用機器等利用の申請）

第３条　共用機器等を利用する学外者は，センター長へ所定の機器利用申請書その他必要な書類を，事前に提出する。

（利用申請の許可等）

第４条　センター長は，前条の申請に対し許可又は不許可を決定し，申請者にその旨を通知する。

２　センター長は，前条の申請に係る利用目的や搬入試料等が適当でないと認める場合又は申請内容が第２条の規定に反すると判断した場合は，共用機器等の利用（以下「機器利用」という。）を不許可とすることができる。

（共用機器等の利用料）

第５条　前条第１項の規定により許可を受けた者（以下「学外利用者」という。）は，国立大学法人琉球大学料金規程に定めるところにより，センターの共用機器等の利用に係る料金を納めなければならない。

（変更の申出）

第６条　学外利用者は，機器利用申請書等の記載事項に変更が生じたときは，その旨を遅滞なくセンター長に申し出て，所定の手続を行わなければならない。

（利用上の注意）
第７条　学外利用者は，センター長が別に定める利用上の注意事項を遵守するとともに，センター職員の指示に従わなければならない。

（免責事項）
第８条　センターは，次に掲げる学外利用者の受ける損害に対して一切の責任を負わない。
（１）天災，停電又は予期せぬ機器の故障等により生じた損害
（２）学外利用者の故意又は過失による試料等の損失により生じた損害
（３）機器等に保存されたデータの消失，破損及び流出により生じた損害
（４）センター内での事故及び盗難により生じた損害
（５）得られたデータ等を使用することにより生じた損害
（６）前条の規定に違反したことにより生じた損害

（緊急時の対応）
第９条　学外利用者は，センターの利用中に負傷事故又は火災爆発等が起きたときは，直ちにセンターの職員に連絡するとともに，自分の身の安全を最優先に確保しつつ，可能な範囲で応急処置及び初期消火等の被害の拡大防止のための措置を講じなければならない。
２　自然災害等により知事等から避難勧告又は避難指示が出された場合又は自然災害等の発生が予測される場合には，センター職員の指示に従い，適切に対応しなければならない。

（利用後の報告）
第１０条　センター長は学外利用者に対し，機器利用にかかる報告を求めることができる。

（機密保持）
第１１条　センター及び学外利用者は，機器利用の際に知り得た互いの情報，知的財産等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

（データの取扱い等）
第１２条　学外利用者は，データの外部への公表において，大学名を使用してはならない。ただし，センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りではない。
２　前項に反して学外に公表したことにより，琉球大学が被害及び損害を受けた場合は，学外利用者が賠償するものとする。

（損害の補償）
第１３条　学外利用者は，自らの責に帰すべき事由により，機器等を滅失，棄損又は著しく装置の性能を低下させたときは，原状回復に要した損害を補償しなければならない。

（利用許可の取り消し等）

第１４条　センター長は，学外利用者がこの細則等に違反した場合は，利用許可の取消し又は利用の停止を命ずることができる。

２　センター長は，前項に規定するもののほか，センターの運営に支障があると認められる場合には，利用許可の取り消し，または利用の停止を命ずることができる。

（雑則）

第１５条　この細則に定めるもののほか，学外者の共用機器等利用に必要な事項は，センター長が別に定める。

（改廃）

第１６条　この細則の改廃は，研究基盤センター運営委員会の議を経てセンター長が行う。

附　則（平成２８年１１月１６日）

１　この細則は，平成２８年１１月１６日から施行し，平成２８年１０月１日から適用する。

２　琉球大学機器分析支援センターの学外利用者に関する細則（平成２６年１２月１６日制定）は廃止する。

附　則（令和２年７月２７日）

この細則は，令和２年７月２７日から実施する。